

土木部所管の委託業務関係共通仕様書(案)の試行について

委託業務関係共通仕様書(案)については、委託業務契約の「統一的運用」及び「透明性、客観性の確保」並びに「業務成果の品質向上」を目的として、平成20年4月1日より、一定の設計金額以上の業務を対象に試行的に運用しているところですが、より一層の統一的運用等を図るため、平成24年4月1日以降の積算に係る業務から、試行対象業務を拡大することとしましたので、お知らせします。

記

1 試行対象業務

土木部が発注する各共通仕様書(案)の内容に該当する全ての業務に適用する。ただし、配置技術者の資格要件に関する条項については、以下の各業務に定める設計金額に該当する業務に適用する。

【配置技術者の資格要件に関する条項の適用区分】

業務区分	配置技術者の資格要件に関する条項を適用する業務	配置技術者の資格要件に関する条項
測量業務	設計金額 500万円以上	【測量業務共通仕様書(案)】 管理技術者：第8条第3項
地質・土質調査業務	設計金額 500万円以上	【地質・土質調査業務共通仕様書(案)】 管理技術者：第107条第3項
設計業務	設計金額 750万円以上	【設計業務等共通仕様書(案)】 管理技術者：第1106条第3項 照査技術者：第1107条第2項
工損調査業務	設計金額 250万円以上	【工損調査業務共通仕様書(案)】 管理技術者：第7条第3項 照査技術者：第8条第2項 業務従事者：第9条第2項 担当技術者
用地調査等業務のうち 用地測量業務	設計金額 500万円以上 ※配置技術者の資格要件は、 <u>測量業務と同じとし、特記仕様書で定める。</u>	【用地調査等業務共通仕様書】 管理技術者：第5条第2,3項 照査技術者：第6条第2,3項 担当技術者：第7条第2項
用地測量業務を除く 用地調査等業務	全業務	【用地調査等業務共通仕様書】 管理技術者：第5条第2,3項 照査技術者：第6条第2,3項 担当技術者：第7条第2項

2 適用

平成24年4月1日以降の積算に係る業務

3 各業務共通仕様書(案)

『えひめの土木』の『建設技術』のページからダウンロードできます。

<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/gijyutu/index.htm>